秋田公立美術大学の法人業務定着指導および助言に関する業務委託仕様書

1 委託業務の目的

秋田公立美術大学は、平成 25 年 4 月 1 日の開学と同時に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人に移行し、新たな財務会計制度を導入したところである。

この制度を実施するにあたり、適正かつ効率的な業務フローの確立と、正確な決算 書類作成ができるよう地方独立行政法人の制度や会計基準に精通した事業者に指導・ 助言業務を委託するものである。

2 委託業務名

秋田公立美術大学の法人業務定着指導および助言に関する業務委託

3 委託契約期間

平成 26 年 7 月 1 日~平成 27 年 6 月 30 日

- 4 主な委託業務内容
 - ① 会計業務について
 - ・業務フローの最適化指導

※決算、購買、旅費等についての業務フローの検証・見直し。年間業務工程表を作成した上での課題整理と解決方法の提案、それに係る指導・助言・支援。

- ・正確な決算書類作成のための月次を含む計画的な決算業務指導 ※会計業務については12回程度の訪問指導を行うこと。
- ② その他会計運用上の疑問等への対応 ※即時対応を原則とすること。不可能な場合は回答日時を示すこと。

5 成果品の提出

- (1) 提出物
 - ① 業務実施報告書(計画進捗状況)
 - ② 確立した業務フロー (決算・購買・旅費等)
- (2) 提出期限 平成27年6月30日
- 6 その他

本仕様書に定めのない事項および業務履行において疑義が生じた事項については、委託者と協議して、その指示に従うこと。